

ID: 5419

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	誘導容積型地区計画等区域内の容積率制限の緩和認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第 68 条の 4		
法令番号			
【基準】 建築基準法第68条の4（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）による			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日